

議事録（概要）

会議名	芦屋町障害福祉計画推進委員会（第4回）					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	平成29年11月16日（木） 10:00～11:30					
委員の出欠	委員長	今村 浩司	出	委員	吉永 修二	出
	副委員長	小徳 薫	出	委員	戸田 景子	出
	委員	松岡 泉	出	委員	道方 ひろみ	欠
	委員	黒岩 淳	出	委員	田中 信代	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	石松 健吾	出
	委員	米田 利夫	出	委員	梶原 典子	欠
件名・議題	<p>1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について</p> <p>①前回委員会での意見整理</p> <p>②第3部 芦屋町障害福祉計画</p> <p>③第4部 計画の推進体制</p> <p>2 その他</p>					
合意事項 決定事項	<p>1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について</p> <p>①前回委員会での意見整理</p> <p>・前回委員会が出された意見に対する対応を説明し、了承された。</p> <p>②第3部 芦屋町障害福祉計画</p> <p>③第4部 計画の推進体制</p> <p>・計画素案全体を通して、一部文言、表現について修正・検討の要望が出され、委員長、副委員長一任により修正することで承認された。</p> <p>2 その他</p> <p>・今後の計画策定スケジュールを説明し、承認された。</p>					

第4回 芦屋町障害福祉計画推進委員会 議事録

○日時

平成29年11月16日（木）10:00～11:30

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○協議事項

- (1) 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について
 - ①前回委員会での意見整理
 - ②第3部 芦屋町障害福祉計画
 - ③第4部 計画の推進体制
- (2) その他

議事1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について

①前回委員会での意見整理

●事務局から前回委員会での意見等に対する対応について説明。

(委員)

・避難支援に関して具体的な目標を設定するよう話していたが、事務局から説明があったように障害者計画に関しては、計画の性格と他の事業との整合を図る意味で具体的な目標は記載しないということである。私の方から事務局に計画性を持って事業を実施してもらい、達成状況について逐次報告して頂くようお願いしたので、このことについてご了承頂きたい。

(事務局)

・詳細を説明すると、避難支援に関しては障がい者だけではなく、要支援者として高齢者も含んでいる。したがって、そちらも連動して進めて必要があるということである。

また、愛の福祉ネットワーク事業が進んでいる地域があり、そのような地域から取り組みを進めていければと目標を持っている。これらの施策についてはこの委員会の中で、取り組みの内容とその達成状況について報告するよう対応を行なっていくので、よろしく願いたい。

もう一点、差別解消法に基づく町条例について事前に意見を頂いている。先月行政と遠賀郡障害者団体連絡協議会と条例をどのように制定していくかの意見交換を行った。その中では、まず県のガイドラインが出ないと作成しにくいという話が出た。このガイドラインの作成が、県の都合で遅れている。また、遠賀郡障害者団体連絡協議会としては、行政と十分意見交換をしてほしい旨が請願の中でも出されていたので、行政側としては当初30年度を目標にと進めていたが、少しずつしていく可能性もある。ただし、今後とも団体と協議しながらつくっていくと

いう方向性は変わっていない。

(委員)

・条例の策定について、障がい者団体の意見を聞くということは必要なことであるとは思いますが、あまりのんびり構えてはいただけないと思う。県のガイドラインが出ないと進められないものだろうか。

(事務局)

・県としては、ガイドラインを示した上で、各市町村で条例を考えてほしいという考えを持っていた。本町では、障がい者団体とこのガイドラインと一緒に勉強した上で、町に合った条例をつくろうという方向性で進めていたが、ガイドラインの詳細がわからない状況である。障者団体連絡協議会としてのニーズがまだまとまっておらず、この点についてもガイドラインがないと見えにくいということで、障がい者団体と行政側の意見は一致している。

(委員)

・町の条例に関しては、県のガイドラインを踏まえ、障がい者の関係団体の意見を伺い、それを盛り込んで作成するという認識でよろしいか。

(事務局)

・ご推察の通り。

議事 1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について

②第 3 部 芦屋町障害福祉計画

●事務局から第 3 部 芦屋町障害福祉計画について説明。

(委員)

・成年後見制度利用支援事業について、対象者はおらず相談も今までないという話だが、実際に必要な方の有無など、詳細について把握できていないのだろうか。

(事務局)

・成年後見制度利用支援事業については、次期計画期間の利用見込みを 1 として挙げている。実施していないのは、成年後見制度法人後見支援事業であり、これは法人が成年後見になるという制度である。これについては、以前から社会福祉協議会の方に検討するようお願いしている。

(委員長)

・成年後見のシステムに関してはいろいろな意見があり、施設の職員がなる場合問題があり、地域によっては、法人後見で団体を社会福祉協議会とは別に立ち上げたところもある。社会福祉協議会が法人後見を受けて、その中でいわゆる市民後見人、一般後見人を選定して、法人で受けながら担当してもらうなど、様々なシステムがあるようだ。その辺りはまた、今後の大きな課題としてご検討頂きたい。

ちなみに高齢者の法人後見については、首長申立ての数は上がっているのだろうか。

(事務局)

・近年は上がっていない。

(委員)

・成年後見制度については、できる行為にかなり制約もあるので万全なものではない。障がい者の場合、任意後見などを使うことが望ましいことが多いので、そのことを念頭に置きながら考える必要があると思っている。

むしろ、成年後見に付随するような相談を受けられる体制、相談支援事業の部分を、どれだけ充実させるかが課題だと思う。

(委員)

・相談支援の中に地域定着支援があるが、制度を利用していないだけで、事業所の利用者の中には、障がいを抱えながらひとりで暮らされている方が3名おり、同等の支援を行っている人数で言えば、実績は3になる。他の内容も含め全て計画相談支援で対応しているので、当該事業の利用者としては報告していないということである。

(委員長)

・サービスが必要でありながら本人に届いていないとか、実際に必要な方々の状況が把握できていないということであれば大変なので、ぜひ状況の把握はお願いしたい。

議事 1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について

③第4部 計画の推進体制

●事務局から第4部 計画の推進体制について説明。

(委員)

・80 ページ、中間市と遠賀4町で支援協議会を共同設置しているということだが、これはどこにあるのか。

(事務局)

・事務局は行政で、1市4町で2年ごとに持ち回りで運営している。協議会の中には、行政、身体、知的、精神等の障がい者団体や事業者も入って組織している。単独市町では社会資源等が不足しているので、1市4町で共同して課題を解決していこうということで設置されたものである。

(委員)

・特別支援学校について、芦屋町在住の場合、古賀か直方に通うことになる。本町は北九州に隣接しているので、こちらで対応できないかという話をしたことがあるが、行政の縦割り関係もあって難しいということであった。これについては、福岡県とか熊本県の県境などでも同じような悩みがあるのではないかと。県も支持してくれたが、結局受け入れてもらえなかった。これは長期的に、本当に共生できるように私たちが訴えていかないといけないと思った。

(委員長)

・事務局からの返答は難しいと思うが、同様の問題は教育だけに限らず、いろんなサービスを使うときに結構存在しているように思う。やはり全体のシステムの中でどのように展開していくのか、今後の課題なのかと思う。

それでは、全体に関して、意見、質問があればお願いしたい。

(委員)

・35 ページの団体ヒアリングについてだが、知的障がい、重度の心身障がいの場合、親がストレスを抱えているという表現がある。これに加え、精神も文言に入れられないか。

(委員長)

・障がいを特定する意図はないと思うが、「等」とまとめるのではなく、全部まとめるか、個別に文言を出すか、また事務局にご検討頂ければと思う。

(委員)

・36 ページの(3)の①の2行目だが、「また、介護する家族の高齢化」とあるが、家族が介護するだけでなく、親の高齢化によって障がい者が親を介護している場合がある。そのことが言葉に反映されていない感じがするので、家族の高齢化により生じる問題に対応するということで、両方の意味で理解できるようにするべきだと思う。

(委員長)

・介護する家族の高齢化による介護の困難さと、障がい者が高齢の家族を介護するという両方の意味合いを込めて、家族の高齢化により生じる課題に対応するというで、事務局に検討をお願いしたい。

(委員)

・32 ページの2の(1)の①「自立に向けた就労の支援等が必要」とあるが、その前に「経済的」という言葉があり、その次のページ33 ページの(2)に、企業や事業所という言葉が出ている。これを見ると、人によっては福祉施設等による就労も含まれているとわかるだろうが、自立に向けた就労の支援というのは、一般就労への支援だと受け止められる方もいるのではないか。その場合、精神の方には一般就労をしないといけないと焦りを持つ方もおられると思う。その前に、ステップとして就労施設、福祉施設の就労があるということを含めた表現にできないか。

(事務局)

・経済的不安という言葉を中心に上げて一般就労だけを想像することが考えられるので、言葉を取り除いて、その後にある自立という言葉だけで置き換えると、その中には就労支援も含まれるものと理解されるのではないか。

(委員)

・19 ページを見ると、経済的な不安が圧倒的に多いのは事実で、これを自立に向けた就労の支援につなげていくことが問題なのである。ここは「経済的不安を上げる人が多い」で、1度文章を切ったがよい。就労支援に求められるのは、一般就労ももちろんだが、福祉的就労の部分に関しては、本人の生きがいにつながることの方が大きい部分もある。この辺りを就労という言葉で括られるから、誤解されるのかもしれない。「上げる人が多い」で1回文章を切って、今後さまざまな就労の支援が必要だという書き方でいかがだろうか。

(委員長)

・この部分については、事務局に検討して頂き、委員長、事務局に一任頂く形で対応させて頂きたい。

(委員)

・質問だが、43 ページの表の中にある「障害者差別解消法に基づく町条例を制定し、差別の解消等を推進します」の部分。これは数年前からずっと出てきている問題である。各種障がい者団体があるが、その障がい者団体のまとまりがうまくいかないため、方向性などがなかなか見いだせないという話があった。現在、福岡県の状況はどうなのかお尋ねしたい。

(事務局)

・福岡県は条例を既に制定しており、今年の10月から施行されている。ただ、福岡県の作り方について、関係機関等との調整不足だった反省があり、そのためにガイドラインが未だ示されていない状態になっている。

(委員)

・障がい者団体がうまくまとまらず、全体として県にアピールできなかったという問題もあると思う。

(委員)

・自分も、障害者差別解消法に関してはこれまでいろいろ見聞きしているが、先進事例である千葉県でも、5年ぐらいかけて条例を作っている。やはり一番重要なのは、対象となる地域の人たち、障がい当事者自身の経験や事例を集めながら、経験を積み上げていくことだと思う。例えば、視覚障がい者と聴覚障がい者では、おのずとニーズは違う。そういう部分の調整も含めていけば、やはり時間がかかる。むしろ、時間をかけた方がいい。福岡県の場合、庁内で調整してしまった感がある。

(委員長)

・北九州市でも、県のガイドラインを気にしていた。議論としては、千葉モデルをどうするか、また好事例等色々な事例を集めるのに時間をかけ、いろんなパターンを検討した。

(委員)

・そういう策定の過程と、町が条例を策定するうえで議論を積み上げていき、今どういう状況だということを、広く当事者以外の人たちにも伝えていく、発信していくと、障がいの理解につながっていくと思う。千葉モデルは、まさにそうである。そうやって、あえて時間をかけて情報発信しながらつくっている。自分もそういうやり方が望ましいと思っている。

(委員)

・障がい者の皆さんからしてみたら、一番重要なところである。いろいろな調整ができてさえいればいいのではないかな。そうすることで町としての責務も明確になる。

(事務局)

・障がいに対する理解については、条例がないからやらないということではなく、一番ベースになることだと認識しているので、それはしっかりやっていきたい。

(委員長)

・では、ほかになければ、今日頂いた意見等々に関しては、一部文言修正等々もあるが、委員長、副委員長の方に一任頂きたいと思うがよろしいだろうか。

(委員)

・承認

議事2 その他

●事務局からスケジュール等説明。

(委員長)

- ・スケジュールに関して、事務局の提案通りでよろしいか。

(委員)

- ・承認

(委員長)

- ・これで素案の策定前の協議は終了となるが、委員はまだ続き、フォローアップ、モニタリングといった部分では、またご協議頂くと思うので、よろしくお願ひしたい。

以上で全ての議事が終了したので、平成29年度の第4回障害福祉計画推進委員会を終了する。

以上